

福岡県宗像児童相談所長 様

福岡県宗像児童相談所の第三者評価
報告書

(令和 5 年度 1 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で福岡県宗像児童相談所第三者評価を実施した。

●評価の方法

2020 年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2023 年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

58 項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学 4 年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

児童相談所第三者評価の実施方法	1
目次	3
総評	
総評	5
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求	8
第Ⅱ部 児童相談所の組織	9
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理	11
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援	13
第Ⅴ部 社会的養育の推進	15
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援	16
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携	17
アンケート結果	
こどもアンケート結果	20
関係機関アンケート結果	42

総評

(2023 年 9 月 5 日(火)～6 日(水) 実地調査実施分)

総評

<優れていると考えられるところ>

- 児童相談所(以下、「児相」)の人員体制が十分とは言えない中で、職員個々の熱意と努力にもとづく対応、相互の協力による困難ケースへの取組みがなされている点は評価できます。また、個々の職員が子どもの権利を意識して、業務にあたっている状況がうかがえます。
- 一部兼務の職もありますが、常勤の警察官と弁護士、保健師、看護師など多職種の専門職員が配置され、協力弁護士の支援も受ける等多角的な検討ができる体制になっています。
- 子どもの意見表明事業についても試験的な取組みを行う等、具体的に子どもの意見をしっかりと聞き、それを受け止めることが実務上定着するよう準備を進めている姿勢も評価できます。
- 家族再統合、家族関係再構築を目的とした専任スタッフの設置があり、児相業務の中でも難しい家族支援分野の支援体制が強化されています。
- 福岡児相の第三者評価（令和４年度、当団体実施）において、児童福祉審議会（以下、「審議会」）への諮問が数年の間０件であることについて指摘がありましたが、これを受け、今年度から事案を提出し、審議会の意見を活用するようになったことは評価できます。

<重点的な取組みが求められる点>

- 児童福祉司と児童心理司が法定数を相当程度下回っており（児童福祉司の法定数 36 名のところ配置数 24 名で充足率 67%、児童心理司は法定数 18 名のところ配置数 9 名で充足率 50%）、県内の他の児相と比較しても、職員体制は不十分です。これにより、日々のケースのアセスメントや進行管理が適切に行えず、また市町や施設等、関係機関との連携においても影響が出ていると考えられ、早急な改善への取組みが必要と考えます。
- 職員の専門性向上などの人材育成が十分とは言えず、所独自の実務研修等の工夫や個別の職員のスキルアップの状況の確認、OJT 研修の強化を行うほか、県全体としての専門職のキャリアアップを含めた人材育成のあり方を検討・整理していただきたいと思います。そして、職員の増員や職員への研修等による専門性の強化は、中長期的な人材計画をしっかりと立てた上で行う必要があります。
- 子ども、施設、里親、市町からのアンケートには児相の対応について厳しい意見もあり、組織的なケースの進行管理、組織的な対応によるアセスメントや支援の強化が求められます。また、それぞれの課題についての組織としての戦略的アプローチの意識を持つなど、日々の業務についての見直しと工夫を検討していただきたいと思います。
- 令和４年６月に成立した児童福祉法改正を受けて、令和６年度から子どもの意見表明、意見聴取を本格的に実施することが求められています。この機に改めて「子どもが権利の主体であるとはどういうことなのか」を考え、子どもの権利擁護に焦点を当て、児相の実務をもう一段高める取組みが必要と考えます。子どもの意見表明、子どもからの意見聴取等をどのような形で行うのかについて、宗像児相だけでなく県及び県児相全体として検討し、ガイドラインを定めるなどして更に準備を進めていただきたいと思います。
- より精度を高めたアセスメントへの取組みも求められます。特に、虐待ケースの初動調査以降の状況把握とそれに応じたアセスメント、施設・里親ケースへの措置中、措置解除時の状況把握とそれに応じたアセスメントについては、アセスメントシートなど客観的指標を活用した多角的な視点で実施し、より適切な支援を行い、虐待ケースの重大事故の防止に努める必要があると考えます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	人員体制が十分ではない中で個々の職員が努力している状況があるからこそ、職員の士気が低下しないよう、宗像児相としての職員の増員や人材育成、児相事業の展望等について中長期的な計画を立てるほか、目に見える改善への取組みを、児相や県において早急に進める必要があると考えます。それぞれの職員においても、業務が多忙とは思われますが、必要な人員の体制等について積極的に意見を述べ、これを集約していくことが望まれる他、少ない人員の中で困難さはあると思いますが、業務を組織的にマネジメントすることを意識されるとよいと感じました。
児童相談所	(人的体制) 総評にも記載のとおり、児童福祉司と児童心理司が法定数をかなり下回っている状況は、業務が十分遂行できないことや、職員が自らのキャリアの将来像を描きにくいことにつながっていると考えられます。職員数を増やすことは必須であり、これを計画的に実行する必要があります。そして、職員増員に際しては、宗像児相で組織として、どの部分を強化するのか、どのように強化したいのかといった目標を明確に定めて組織の事業計画を策定し、組織と職員が共通の課題意識をもって業務を遂行されることが望まれます。 また個々の職員の力量に左右されない組織的、戦略的なアプローチを意識した取組みが必要ですが、そのためには S V が取組み内容について検討し、自らの能力を向上させるための時間を確保することが必要です。 宗像児相においては、職員の人員体制の強化が急務と考えます。 (業務の工夫) 平日の電話受付や休日夜間の緊急受付の体制等に関しては、組織全体としての整備に向けた取組みを進める必要があります。平日の外線電話や来所者への対応については、執務室にいる職員がその時々で対応するのではなく、人員を増員配置した上で相談受付としてインテーク体制を確立し、執務室にいる職員が業務に専念しやすい体制整備をご検討ください。インテークを適切に行うことは、児相のその後の支援に大きく影響を与える、という点に留意することをお願いしたいと思います。 児童虐待ケースが急増している現状で、援助方針会議と進行管理が一緒に行われてしまっているために、全ケースを対象とする進行管理が十分に行えなくなっているように見受けられます。これに関しては、ケースの進行管理は、全員参加の援助方針会議と別のシステムとして実施する方法が考えられます。いわゆる面前 DV 等のケースは参加者を絞るなどして、援助方針会議の運営にメリハリをつけることで、援助方針会議の効率化と教育的機能の両立を図るような取組みを行うことも一案かと思います。また他方で、全ての支援ケースを定期点検・確認するシステムの導入の検討も必要と考えます。

設置自治体	児童福祉司と児童心理司の数が法定数を相当下回っている状況で、同県内の他児相と比較しても、人員配置が少ない状態となっています。職員の増員が困難な理由として、利用している建物の面積の狭さも関係していると説明がありましたが、日々のケースについてのアセスメントや進行管理が十分とは言えず、市町や施設等の関係機関との連携においても影響が出ていると思われます。人員配置状況の改善を図り、今後の人員の強化策について、早急に可能な対応、中長期的な対応を策定し、職員にも示す必要があると考えます。併せて、庁舎の増改築や公用車の追加等ハード面の整備にも取り組むべきと考えます。 昨年の福岡児相の第三者評価・指摘を受け、今年度から審議会への個別の事案の対応を諮問することを始められたことは評価できます。今後は提出ケースの拡大などによって、さらに専門的知見を積極的に活用されることを期待します。 また市町支援担当職員を県本庁に配置し、子ども家庭総合支援拠点の開設を推進するよう取り組まれていることは評価できますが、現場では児相と市町との連携についてなお不十分さが見受けられ、地区担当の児童福祉司等が苦慮している状況があります。県の重点施策として各児相に、市町との連携体制を構築するための職員を配置することが望まれます。
国	「介入と支援の分離」については、児童虐待を行った保護者に対する効果的な指導につながるっていますが、介入担当から支援担当への引継ぎ時期や方法が自治体によって異なっており、宗像児相においても、対応に苦慮している様子がうかがわれます。現場で具体的にどのような形で行うことが適切かについて、各自治体や児相の実情もふまえた上で調査研究等を行い、具体的に参考となるガイドライン等の作成が必要と考えます。 国の市町村支援児童福祉司の配置基準は概ね 30 市町村に 1 人ですが、市町村は、ケースの発見や在宅支援を担う重要な機関としてさらにレベルアップを図る必要があることや、市町村とはきめ細かな連携が基本となることから、各児相に配置できるよう基準の拡充が必要と考えます。 職員を大幅に増員させると、同時に、庁舎の増改築や公用車の追加等ハード面の整備も必須となります。これらに迅速に対応できるよう、必要十分な経費を自治体に速やかに配分することが望まれます。 休日夜間の対応体制を確保するための仕組みの導入、とりわけ人員確保の財政的支援を検討すべきと考えます。

第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
（良い点） ○個別ケースにおいて、それぞれの担当者が子どものためにどのような対応が可能かを考えて取り組んでいる様子が確認できました。職員体制が必ずしも十分とは言えない状況の中で、子どもの最善の利益を確保することを主眼において活動されている姿勢もうかがえました。 ○子どもの権利ノート、施設措置の子ども用と、里親委託の子ども用の二種類準備されていることも良い点と考えます。また、子どもの意見表明事業についても試験的な取組みを行う等、具体的に子どもの意見をしっかりと聞き、それを受け止めることが実務上定着するよう準備を進めている姿勢も評価できます。 （課題・今後の取組に対する提案） ○令和４年６月の児童福祉法の改正で、令和６年度から子どもの意見表明・意見聴取等について本格的な実施が求められている状況となっていることをふまえると、児相が関与する全ての子どもが権利の主体となった支援が受けられる仕組みとなっているか、改めて見直す必要があると考えます。個別のケースにおいて、初動から一時保護、施設入所、退所といったそれぞれの段階で、「子どもの視点からのアセスメントや支援が確保されているか」、「子どもを中心に据えて、そのアセスメントや支援について状況の変化に応じた見直しができているか」といった検討ができているか、「子どもの意見を定期的に聞く体制が整っているか」という点の検討が必要と考えます。 ○子どもの意見聴取等に当たっては、「判断できる十分な情報を子どもに提供する」、「職員が意見聴取する内容を整理し項目化しておく」、「表明した意見や聴取した意見は様式化したものに記録しておく」など仕組みづくりの検討が必要と考えます。 ○また子どもの権利ノートの内容については、施設用及び里親用のいずれも、“今後の生活”に関する説明部分が多くを占めている側面があり、子どもが様々な権利を持っていることが子どもに着実に伝わるように、内容を再度検討する必要があると考えます。また、子どもの権利ノートが措置後に十分活用されていないと考えられます。子どもの権利ノートは、いわば、施設の職員や児相の職員が子どもと対話をするツールであり、施設に入所したり、里親に委託された後、例えば児童社司が交代した場合に権利ノートの担当者欄を書き換えたり、子どもがノートを持っていない場合は新たに担当者名を記載してノートを子どもに渡す等して、その際に改めてノートをもとに生活状況について話をする等の活用が考えられます。	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	B
No.3	子どもにとって重要な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	B

第Ⅱ部 児童相談所の組織

－児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

（良い点）

- 一部兼務ではありますが、常勤の警察官と弁護士、保健師、看護師など多職種の専門職員が配置され、協力弁護士の支援を受けるなど多角的な検討ができる体制になっています。
- 過去の児童記録票の電子化に向けて着実に取り組まれていることは、児相の基盤を強化するうえで重要なものであると評価できます。家族再統合、家族関係の再構築を目的とした「親子のきずな再生事業」を実施し、専任スタッフを置く等、児相業務の中でも難しい家族支援分野の支援体制が確保されていると思われます。

（課題と今後の取組みに関する提案）

- 適切に子どもの支援を行おう、支援を充実させようとする職員の熱意と雰囲気は所全体に感じられますが、不十分な職員体制での業務の遂行を職員の熱意でカバーせざるを得ない状況にあると思われます。また、人員の不足から、夜間休日対応等が相当の業務過多をもたらしたり、心理職が心理職としてキャリアアップせずワーカー職に異動するなどといった現状があり、若手が将来のキャリアデザインを描きにくくなっていると思われます。児童福祉司と児童心理司が法定数を相当程度下回っており、県内の他の児相と比較しても職員体制が不十分で、業務執行上の大きな課題となっています。県庁としても危機感を持って、早急な取組みが必要と考えます。
- 夜間休日対応に関しては、現在は課長職等の職員が公用電話と公用パソコンを持ち帰り、これを利用して課長職等ですべて対応しています。しかし職員アンケートの中でも多くの職員が係長・課長職の負担について改善を求めており、例えば全職員の交代制による日直の導入など、早急に改善を要する事項と考えます。（電話対応のない手待ち時間は別の業務を行うことも可能かと思われます。）なお、現在の県の手当制度は、以上の勤務の実情や職員の負担感をふまえると、検討が求められます。
- 以下のような状況があり、所内全体の企画調整的業務を担う体制が不十分と思われます。
 - ・ 電話受理や受付対応を職員全員が担っていること
 - ・ 市町の力量が様々な状況でも市町支援の専任者がいないため、個々の児童福祉司の工夫に頼らざるを得ず、組織的な戦略を立てにくくなってしまっていること
 - ・ ケースの進行管理を含めた管理業務にあたる SV が、他の個別業務をも対応しなくてはならない状況になっていること
- 令和7年から一時保護の司法審査が導入され、法的対応の補助的業務が増加し、さらに意見表明支援の導入等、組織的な取組みを必要とする新規業務が増加することも考えられます。人員体制の強化や所内の企画調整を担う部署を創設するなど、全体的な戦略を踏まえた業務の充実を図ることが望まれます。
- 他にも、管内地域の特性に応じた支援の課題、組織の課題などを明確にした事業計画を作成することによって、職員全体が課題認識を持ち、同じ目標に向けて業務を遂行することができるのではないかと考えます。

○県内の他の児相との関係について、ケース移管を国のルールと異なる方法で実施し、結果的にケース進行に支障をきたしたり、県内児相間で児童記録票のつくり方や保管方法が一貫していないことなどがあり、事務手続き等の統一による合理化が必要と考えます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	C
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	B
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	B
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	B
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	B
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A
No.12	児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか	B

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

（良い点）

- 児童虐待ケースには基本的に二つの初動係で対応しており、宗像児相管内の人口規模や児相の受理件数から考えても人員配置が厳しい状況ながら、一定程度丁寧に対応されています。また DV に関するチェックリストを使用したケース終結の見極めなど、介入の軌跡をアセスメント票に残す形で対応がなされています。
- また、宗像児相全体に流れる雰囲気でもありますが、みんなで互いにバックアップしながらケースに対応しており、課長職が同行したり、時には課を超えて相互支援したりしている状況があり、人員の不足をチームの連携により補っていると思われます。
- 受理会議については、緊急性のあるものは、直ちに必要の関係職員で協議し、対応されています。
- 定例の受理会議において、ケースの進行管理を訪問面談の頻度から ABC のランクに分け、訪問調査の状況等を適宜確認し、指示や方針を検討している点は評価できます。さらに定例の受理会議に職員全員が出席し、所全体の流れを共有している点は、新規職員の実務研修的においても非常に良いと考えます。

（課題・今後の取組みに関する提案）

- 宗像児相での現実の運用をふまえると、緊急受理会議は受理時に即時になされているので、定期的に行われている援助方針会議において、「受理ケース、経過報告ケース、措置検討ケース」と提出目的を明確にし、職員全員ではなく、関係職員だけで開催する方法もあると思われます。援助方針会議においては、ケースの援助のポイント、状況の変化と子どもの意向、心理職の所見を意識して情報共有することが望ましいと考えます。
- また、1 年を通してすべての会議について全体参加とする点については、工夫の余地があると思われます。例えば、毎月第 1 回目を全体会議とし、他の週は各係、課毎とするなど、全員で共有すべき事項、研修的な側面から共有しておくべき事項、進行を管理する必要な事項等目的に応じて、効率的に運用できるように是非検討していただきたいと思います。
- 援助方針会議に、担当者から適切にケースの報告がなされるような工夫を行う余地もあると考えます。例えば、「ABC のランクに連動し、ケースの報告提出を義務付ける」、「措置委託ケースについては自立支援計画策定の前後のケースの報告提出を義務付ける」など援助方針会議に提出が必要となる基準を設けて、職員が一人で抱え込まず、報告漏れや、処理が遅れてしまうことのないような仕組みを検討するなど、現在の進行管理の方法について見直しを図っていても良いかと思います。
- 受理会議、援助方針会議について職員の専門性向上の場としての効果を期待するなら、例えば「研修対象となるような数事例をピックアップして全員参加のもと時間をかけて検討する」、「プロジェクターに必要なケース情報を映し、参加職員が情報を共有しながら協議する」などの工夫が考えられます。工夫にあたっては職員に意見を聴く機会を設け、職員の意見を取り入れた方法を検討されてはいかがでしょうか。援助方針会議の開催方法に正解はないので、その時々組織状況に合わせて柔軟に変更し、参加している職員にとって有意義なものとなるような対応をしていただきたいと思います。

○また虐待ケースに限らず児相が支援している全ケースについて、現在の都度の進行管理だけでなく、組織的に点検する機会を設定し、支援の遅れや漏れがないか確認する仕組みを導入することを検討してみたいかがでしょうか。例えば上半期、下半期で終結検討を目的とした全ケースカンファレンスを行うことで、各担当職員のケース数を減らすとともに、ケースごとの見立てを得られる機会は集中的な OJT となります。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.13	相談・通告の受付体制が確保されているか	B
No.14	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.15	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.16	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.17	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.18	アセスメントに必要な調査が行えているか	B
No.19	アセスメントが適切に行われているか	B
No.20	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	B
No.21	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	B
No.22	援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	B
No.23	援助方針の内容は適切か	B
No.24	市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	B
No.25	在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	B
No.26	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	B
No.27	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	B
No.28	児童相談所の変更に際し、十分な検討が行われているか	A
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.30	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案
（良い点） ○職員は、子どもとの信頼関係構築のためにできるだけ施設等を訪問し面接をする、関係機関との連携を図ろうとするなど、措置委託中の子どもへの支援を充実させることに前向きな姿勢であり、また親子のきずな再生事業を活用し、丁寧な対応もなされています。 （課題・今後の取組に関する提案） ○関係者のアンケートからは、自立支援計画の見直しや家庭復帰のための地域関係機関調整、児相職員と子どもとの面会の実施状況等に関する厳しい指摘も見られます。その背景には、宗像児相が措置委託するケースの支援を担当する里親・施設課の職員配置が十分ではないことが関係していると思われます。措置委託ケース支援を充実させるための当該課の設置目的が達成できるような職員体制の整備が望まれます。 ○経験の浅い児童福祉司の指導・育成において、さらなる工夫が必要と考えます。例えば、「里親や施設に訪問した際に、関係者や子どもにどのような関わりをするのか」、「どのようなやり取りで連携を強化するのか」、「どのような情報を提供しどのように情報を共有するのか」、「子どもとの面接は何を目的にどのくらいの頻度で実施するのか」、「子ども参画の自立支援計画策定と見直しをどう進めるのか」など基本的な関わり方の実務を学ぶため、見本となる経験を有する職員と行動を共にしたOJTを強化したり、県児相全体で措置委託ケースへの対応の基本的手順を充実させこれを周知したり、経験のある職員を講師とした実務的な研修を企画する等の工夫が可能と思われます。 ○措置委託中の子どもに児童福祉司が適切に関わることができているか、組織として進行管理する仕組みも構築しておく必要があると考えます。例えば、「担当児童福祉司と課長等との間で定期的な点検を実施する」、「定期的に援助方針会議へ提出を義務付けるなどの方法により、問題が表面化しているケース以外についても組織として把握して、必要な支援が遅延なく提供できる体制を整備しておく」の方法が考えられます。 ○平成 28 年の児童福祉法の改正で子どもが権利の主体として明確化され、令和 4 年の法改正では令和 6 年度から社会的養護の子どもの意見表明や意見聴取が求められています。国が説明する「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル（案）」では、①一時保護、在宅指導等措置、施設入所、里親等委託等決定・停止・解除・変更・期間の更新のほか、②自立支援計画の策定・見直し、自立援助ホームや母子生活支援施設への入居・入所、面会通信制限等において、原則、児相職員が意見聴取を実施するとされています。これを実行するためには、措置委託中の子どもへの面接機会を増やし、しっかりと子どもから意見聴取し、支援しなければなりません。今後は、法改正やマニュアル案の趣旨を踏まえ、子どもへ十分関わる事ができる職員体制と、職員の経験や力量に左右されない安定した支援が実施される仕組みを構築していく必要があると考えます。 ○令和 3 年度の統計において、県内他児相との比較では、宗像児相の一時保護の延べ日数が長く、特に一時保護委託の延べ日数は県内で最長となっています。また、一時保護所内での平均一時保護日数は 18.2 日です

が、令和４年度の精神科病院の一時保護委託児童の保護日数は、最短で２３日、最長で２１４日、平均一時保護日数が６７．５日と長期化が認められます。一時保護委託を要する子どもの中に不適応状態の重い子どもが含まれているとのことですが、医療機関での一時保護は、子どもの権利擁護の観点から最小限の期間とするような取組みが望まれます。福岡児相における第三者評価でも指摘がありましたが、児童福祉施設への委託の検討とともに、重症化に至る前の専門家の関わりの可能性の模索など、中長期的な対策の検討も必要と考えます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.31	社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.32	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.33	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.34	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	B
No.35	援助方針の見直しが適切に行われているか	B
No.36	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	B
No.37	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.38	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.39	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.40	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	B
No.41	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	B
No.42	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
No.43	子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.44	１８歳を超えても、必要なケースについて支援を行なっているか	A

第Ⅴ部 社会的養育の推進

－ 家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
（良い点） ○里親委託について、県全体の里親委託等推進事業の中で、フォスティング機関に里親研修や説明会等の事業を委託し、体制強化に取り組まれていることは評価できます。 ○登録里親の中でも親族里親の割合が比較的高いことについては、市町からの働きかけが奏功したとのことで、児相との連携が適切にできた好事例であると思われます。 ○養子縁組の希望に対しては、病院・フォスティング機関と連携した丁寧な対応が行われ、縁組後も里親サロンの活用など適切な支援が行われています。 （課題、今後の取組みに関する提案） ○里親の希望者は少なくないものの、共働き家庭が多く、委託期間が短期に限定されたり、中高生や緊急時の委託等が可能な養育里親が少ないなどの課題があり、さらに取組みを進めるべき点があると考えます。養育のニーズと資源がマッチしていない点については、引き続き里親制度の広報・リクルート・里親のレベルアップ等によりニーズを満たす体制づくりに向け、職員配置の充実を含めた取組みに期待します。 ○フォスティング機関との連携については、単独の児相では里親事例の数が少なく、経験を積み上げにくい状況であると考えます。県内の 6 児相の里親担当児童福祉司同士の情報共有や連携強化を図り、里親支援の方法や里親不調事例の課題などを県児相全体として共有したり、相互に学ぶ機会を増やすことを検討してみたいかがでしょうか。	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.45	家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
No.46	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.47	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援

- － 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
- 家族に対して必要な支援が行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
（良い点） ○家族再統合、関係再構築への取組みにおいて、「親子のきずな再生事業」の専任スタッフが専門的な直接支援を親子に対して展開し、その成果を出しています。また、児相内や施設・関係機関とのカンファレンスなどの間接支援も必要に応じて実施し、関係機関との連携強化において、相当の役割を果たしています。 ○年度当初に、措置委託されている全ケースに対して、「親子のきずな再生事業」の対象となるケース選定を目的としたスクリーニングが“再生事業の専任スタッフ”と“担当児童福祉司”により実施されていますが、このスクリーニング作業は担当児童福祉司が措置委託ケースの内容を見直す機会となっており、また、家族再統合、関係再構築の可能性を再確認する機会としても重要な場になっていると評価できます。 （課題・今後の取組みに関する提案） ○家族とのかかわり、家族への支援は、児相業務において最も難しい分野の一つであり、業務の遂行には様々な専門的な手法が必要となります。再生事業の対象となり専任スタッフが関与しているケースについては適切な支援がなされていると思われますが、対象となっていないケースの家族とのかかわりや支援について、適切か否か、支援内容に漏れがないか、子どもとの面会が確保されているか等について組織として再点検する機会をつくり、必要な支援の展開を考慮しておくことも重要と考えます。 ○親、子ども、親子関係を客観的にアセスメントし、適切な手法を使用して支援する技術を持っている再生事業の専任スタッフの専門性は、児相組織において貴重な資源となります。この技術は、再生事業の対象ケースだけでなく、児童福祉司等職員の専門性向上にも活用できると考えます。児童福祉司が専任スタッフと一緒に家族再統合、再構築支援に関わることは、専門性を向上させる OJT ともなります。このように専任スタッフと一緒に仕事をする場を確保するか、それが難しい場合でも、専任スタッフによる実務研修やスーパーバイズを行うなど、幅広い視点で専任スタッフを活用することを検討していただきたいと思います。	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.48	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.49	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.50	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	B
No.51	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	S

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携

- － 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

（良い点）

○拠点事業の構築をすすめるほか、管内市町担当者が一堂に会した会議を意図的に開催し、先駆的な取組みや児相と連携した成功事例の取組みを紹介するなど開催に工夫を凝らしています。また、援助方針会議に市町職員を招いた形での研修を企画し、児相の検討プロセスや判断根拠を共有するような取組みを実施する等の工夫も行われています。

○具体的なケースでは、市町にも同行訪問を促し、実務的に児相の機能や技術を市町に提示しつつ、市町と共同した対応、市町への引継ぎがなされていると言えます。

（課題・今後の取組みに関する提案）

○今後は、審議会に対し、さらに提出ケースを増やし、児相がバックアップされる体制を強化することが望めます。なお、審議会の活用をすすめるほか、従来の外部専門家を交えた事例検討会の良さ（外部とのつながりができると、開催回数が限られる審議会を補充できること）を活かして、この検討会もしっかり活用する必要があると考えます。

○現場では、児相と市町との連携について十分なされているとは言い難く、地区担当の児童福祉司等が苦慮している状況があります。関係機関アンケートでは、市町から児相の専門的な助言や関わりを求める声が出ています。そもそも、宗像児相では、児童福祉司が十分配置されていないという構造的な問題がある上、児相の関係機関へのアプローチが組織的でなく個人に任されているため、児童福祉司の経験や力量によって関係機関からの意見に差が出ているものと推測されます。児童福祉司個人が市町との連携を行うことは、メゾレベルのソーシャルワークとして期待されますが、現状では、児童福祉司が個人で市町のレベルアップに取り組むことは困難で、平常時に市町との連携体制を構築する部署の設置が望めます。

○市町職員との情報交換やヒアリングを実施し、地域の実態とどのような支援を望んでいるかを把握した上で、戦略を立てて効果的な支援方法を検討してはいかがでしょうか。例えば、経験豊富な再任用職員を市町や施設などの関係機関担当の児童福祉司として位置づけて支援する方法も考えられます。市町職員との同行訪問を積極的に行うことで市町職員のOJTの場にもなります。経験のある職員が定期的に市町を訪れ、市町の業務をスーパーバイズするなど、全国の様々な工夫した実践を参考にした、連携強化が求められています。

○担当者レベルでは、「外勤のついでに市町役所に寄ったり、こまめにケース情報を市町に伝えたりするなど普段からの関係構築を意識的に行うこと」、「市町が持っている地域支援サービスを把握し、支援枠組みづくりすること」なども重要です。児相だけで解決しようとするのではなく、療育支援、ひとり親支援、貧困対策、障害児サービス、ファミリーサポートセンターなど様々な支援の枠組みを持っている市町サービスにつなぐソーシャルワークが重要となります。さらに市町との連携が深まることを期待します。

○児童相談所が取り組めることとしては、「市町の担当者に、児相の受理会議・援助方針会議に定期的に参加してもらうこと」、また「定期的の実務研修として市町職員を受け入れ、児童福祉司と協働する場を持つ」等、同じ児童家庭支援機関としての援助方法や技術などの共有を積極的に進める等のことが重要と考えます。実務研修は出来るだけ頻繁に持つことで、市町のケース管理の考え方等が共通化してくるものと思われます。加えて、児相職員も、管轄する市町の相談係に定期的に参加し、家庭訪問に同行してみる等の方法で交流を強めることも考えられます。具体的に目に見える形での市町協働の双方向支援の在り方を検討する必要があると考えます。

○また、市町と共同していくうえで、児童家庭支援センターなどの社会資源を積極的に活用することも検討されてください。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.52	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	B
No.53	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	B
No.54	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	B
No.55	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	B
No.56	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.57	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	B
No.58	児童福祉審議会からの意見聴取や報告を適切に行っているか	B

